

平成26年11月27日
大 阪 税 関

関 係 者 各 位

年末年始における税関業務のお知らせ

税関官署において事務を取り扱う時間については、「大阪税関における税関官署の開庁時間を定める掲示」（平成21年2月13日掲示第8号）により公示しているところですが、年末年始期間中（平成26年12月29日（月）から平成27年1月3日（土）まで）の税関業務については、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1. 監視関係業務

本関	監視部取締・通関部門において業務を行います。（終日）
関西空港税関支署	取締部門及び旅具通関部門において業務を行います。（終日）
その他の官署	全日閉庁します。 ただし、要望があった場合には対応いたしますので、12月26日（金）17時までに各官署にお問い合わせ下さい。

2. 通関関係業務及び保税関係業務

南港出張所	特別通関部門において業務を行います。（8時30分から17時15分まで。ただし、1月1日（木）を除きますので、緊急の業務要請がある場合は、事前にお問い合わせ下さい。）
関西空港税関支署	特別通関部門において業務を行います。（終日）
本関その他の官署	全日閉庁します。 ただし、要望があった場合には対応いたしますので、12月26日（金）17時までに各官署にお問い合わせ下さい。

なお、緊急時には、各官署の緊急連絡窓口又は下記の署所にお問い合わせ下さい。

- ・海上貨物に関することについては、南港出張所 特別通関部門（TEL 06-6614-5308）
- ・航空貨物に関することについては、関西空港税関支署 特別通関部門（TEL 072-455-1718）